

潜在介護支援専門員人材確保事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、介護支援専門員の登録がありながら、介護支援専門員の実務に就いていない者を介護支援専門員として復職又は就職させることへの支援を図るため、潜在介護支援専門員が受講する介護支援専門員の資格取得及び資格維持に必要な法定研修受講料を負担する介護事業所を運営する事業者（以下「事業者」とする。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「潜在介護支援専門員」とは、介護支援専門員としての登録があり、介護支援専門員の実務に就いていない者をいう。
- (2) この要綱において「潜在介護支援専門員人材確保事業」とは、介護事業所を運営する事業者が、潜在介護支援専門員を介護支援専門員として復職又は就職させることを目的とし、法定研修費用を全額負担することで、実務に就く際の必要な知識及び技能を再修得させる事業をいう。
- (3) この要綱において「法定研修」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき介護支援専門員の資格取得及び資格維持に必要な研修であり、別表1「区分」欄に掲げる研修をいう。
- (4) この要綱において「介護事業所を運営する事業者」とは、介護保険法に基づき指定を受けた別表2に掲げるサービスを提供する県内に所在する事業所を運営する事業者であって、地方公共団体が設置し、かつ、運営しているもの以外のものをいう。
- (5) この要綱において「介護支援専門員の実務」とは、居宅サービス計画書の作成業務、施設サービス計画書の作成業務、予防ケアプランの作成業務及び要介護認定調査業務をいう。

第3 対象となる潜在介護支援専門員

この事業の対象となる潜在介護支援専門員は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 介護事業所を運営する事業者において、研修修了後に介護支援専門員の実務に就く者であること。
- (2) 事業者に直接雇用されている者とする。ただし、事業者における役員（代表者を含む。）においては、研修修了後に介護支援専門員の実務に就く者を対象とする。

第4 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助の対象

潜在介護支援専門員人材確保事業に要する経費

(2) 補助率（額）

別表1のとおりとする。

第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
ア 潜在介護支援専門員人材確保事業費補助金交付申請書（様式第1号）
イ 補助金所要額調書（様式第2号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第6 交付条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれら帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 国庫補助事業等による類似の他制度を受けている場合は、対象としない。ただし、補助基準額から静岡県補助予定額を差し引いた額について、市区町村が補助する場合は除く。

第7 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部
ア 潜在介護支援専門員人材確保事業計画変更承認申請書（様式第3号）
イ 補助金所要額調書（様式第2号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第8 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
ア 実績報告書（様式第4号）
イ 補助金精算書（様式第2号）
ウ 潜在介護支援専門員人材確保事業費補助金申請に当たる確認書（様式第5号）
- (2) 提出期限
事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

- (1) 提出書類 各1部
請求書（様式第6号）
- (2) 提出期限
補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内まで

第 10 補助金の返還

知事は、申請者がこの要綱の規定に違反したとき又は虚偽その他の不正の手段により補助金の交付決定を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、既に交付された補助金については返還を命じるものとする。

第 11 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年度分の補助金から適用する。

別表 1

区分	介護保険法等根拠法令	補助基準額	補助率
再研修（54 時間）	介護保険法第 69 条の 7 第 2 項	39,900 円	1/3
更新研修 A＜実務未経験者＞（54時間）	介護保険法第 69 条の 8 第 2 項	39,900 円	

別表 2

サービス区分
居宅介護支援
地域包括支援センター
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院
（介護予防）特定施設入居者生活介護
（介護予防）小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護
（介護予防）認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

潜在介護支援専門員人材確保事業費補助金交付申請書

第
年
月
日

静岡県知事 氏 名 様

事業者の所在地
事 業 者 名
代表者職・氏名

年度において潜在介護支援専門員人材確保事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（カナ）

（注）以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第 2 号（用紙 日本産業規格 A 4 横型）

補助金所要額調書（補助金精算書）

介護支援専門員 法定研修受講者氏名	介護支援専門員 登録番号	法定研修名	事業者負担額 （補助基準額）	県費補助所要額
			円	円
合 計				

（注）

- 1 行が足りない場合は、行を追加すること。
- 2 対象介護支援専門員 1 人ごとに記入すること。
- 3 法定研修名は、再研修又は更新研修 A を記入すること。
- 4 県費補助所要額欄には、事業者負担額（補助基準額）欄の 3 分の 1 の額を記入すること。

様式第 3 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

潜在介護支援専門員人材確保事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

事業者の所在地
事 業 者 名
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた潜在介護支援専門員人材確保事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第 4 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

事業者の所在地
事 業 者 名
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた潜在介護支援専門員人材確保事業
が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

潜在介護支援専門員人材確保事業費補助金申請に当たる確認書

静岡県知事 氏 名 様

次の 年度に静岡県で実施する再研修もしくは更新研修 A における研修受講料においては、以下のとおり確認したことを提出します。

- 1 下記介護支援専門員は、事業者の運営する介護事業所等において研修修了後に介護支援専門員として勤務すること
- 2 下記研修について、下記事業者が受講料を全額負担したこと

【研修名】

研修名	
-----	--

【事業者名】

所在地	
事業者名称	
代表者職	
代表者氏名	

私は、以上について確認して署名します。

【介護支援専門員（受講者）署名】

介護支援専門員登録番号	
記入日	
氏名（自筆）	

様式第 6 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた潜在介護支援
専門員人材確保事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

事業者の所在地
事 業 者 名
代表者職・氏名

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名